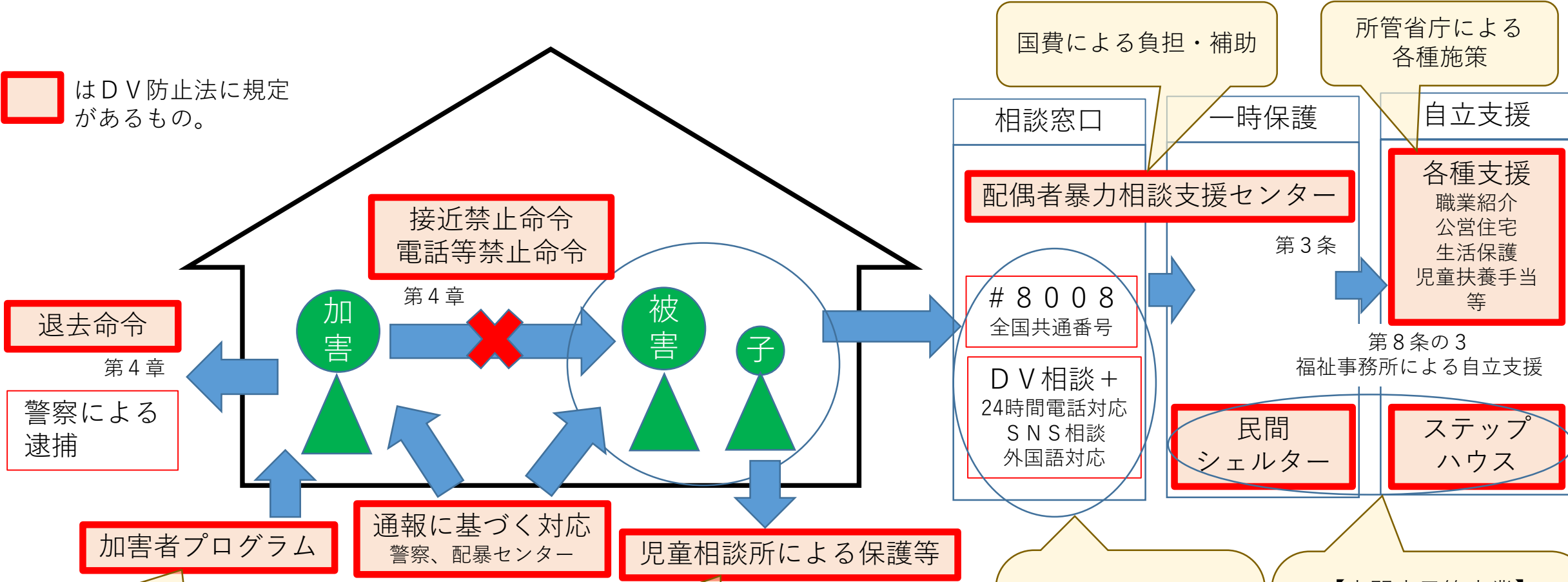


D V 対策の全体像

第28条 国の負担及び補助

 はDV防止法に規定があるもの。



国費による負担・補助

所管省庁による各種施策

相談窓口

配偶者暴力相談支援センター

8 0 0 8
全国共通番号

D V 相談 +
24時間電話対応
SNS相談
外国語対応

一時保護

第3条

民間
シェルター

自立支援

各種支援
職業紹介
公営住宅
生活保護
児童扶養手当
等

第8条の3
福祉事務所による自立支援

ステップ
ハウス

加害者プログラム

通報に基づく対応
警察、配暴センター

児童相談所による保護等

【内閣府予算事業】
 R 2 年度：試行実施
 R 3 年度：試行実施、基礎的なガイドライン策定
 R 4 年度：試行実施、本格ガイドライン策定

【内閣府予算事業】
 官民のDV被害者支援の関係者を対象とした研修において、研修項目に児童虐待関係を追加するとともに、研修対象者に児相職員を追加 等

【内閣府予算事業】
 相談しやすい環境づくり、潜在的な被害の発見

【内閣府予算事業】
 民間シェルター等に対して、交付金を交付
 R 3 年度交付状況：26都道府県等（57団体、105事業）